

賛助会員に関して

2015～2016年度

335-A地区

地区会則委員長 田中 充

会員分類カテゴリー

国際会則・付則、並びにクラブ会則・付則により、次の通り会員種が分類される。

- 1・正会員（家族会員を含む）
- 2・賛助会員
- 3・準会員
- 4・名誉会員
- 5・終身会員（正会員の義務を果している、又は果していない終身会員）
- 6・不在会員
- 7・優待会員

（家族会員プログラム、または日本家族会員パイロットプログラム）を適用した会員は、義務と権利は正会員と同様に与えられ正会員扱いとなる。家族会員という会員種はなし。）

ライオンズクラブの個々の会員は、クラブ理事会の承認の基、それぞれの権利と特権・義務が与えられる。但し、グッド・スタンディング会員であること。

正会員の義務と権利

<義務>・月2回の例会定時出席（出席できなかった場合、メイク・アップ規則を活用する）

- ・理由なく連続4回欠席の場合、グッド・スタンディング会員でなくなる。
- ・課せられた会費即時（請求後30日以内）支払。
- ・クラブ奉仕活動出席。
- ・良好のイメージを示す言動と行動。

<上記を満たしている会員をグッド・スタンディング会員と称する。>

<権利と特権>

- ・国際協会地区クラブの役職に立候補・投票権・国際又は地区の大会で代議員

（詳しくは国際会則・付則それぞれの会員種分類表で確認。）

賛助会員の基本

- ① クラブ通常会費の額は、正会員規定額に対し±%の額を賛助会員クラブ通常会費とする。（クラブ内部規制<内規>による適用する）
- ② クラブ総会員数に加算する。
- ③ 例会出席義務は、賛助会員不要。
- ④ クラブ奉仕事業出席義務は、要。

- ⑤ 地区・クラブ役職就任は、不可。
- ⑥ 国際・複合・地区の代議員権利不可。
- ⑦ スポンサーキー賞・在籍年数モナーク・終身会員対象・可。
- ⑧ 他クラブへの転籍可能。

賛助会員導入の趣旨と会員増強への考え方

1997年、国際大会で会員分類<賛助会員>新設承認された。

正会員としては活動できない地域社会の各指導者に対し、その人の都合に適した程度に関係する事が出来る優れた人を招請し維持する新たな方法である。

退会希望会員の引き止め策として活用する事はこの会員種の本来の目的ではない。

クラブは、正会員として勧誘出来る様な優秀な人物だけを賛助会員として招請すべきである。

まず正会員として招請し、それが不可能な場合に賛助会員として招請すべきである。

単なる増強・運営費の関係等の目的を基に賛助会員を招請する事は、クラブ活性化に支障をきたす場合がある。増強はあくまで正会員の招請であることを念頭におくべきである。

会則上、賛助会員数は総会員数の25%以内とする。

又、賛助会員を招請する場合、内規を検討し、作成する事が重要である。

- 1、クラブ会員として国際会費・複合会費・地区会費・クラブ会費は支払う。
- 2、国際協会・複合地区・準地区の代議員算出数の対象となるが、代議員及び役員に立候補できない。
- 3、例会出席義務なし、但し、出席した場合は表決権あり。
- 4、クラブ奉仕事業（活動）は可能な限り出席。

招請対象は

- 1) ライオンズクラブの基本精神を（クラブは招請書を企画し製作すること。）会員招請書及び新会員入会研修書をそれぞれ作成すること。を理解しクラブを支援・賛助できる地域社会の優れた人を招請すること。
- 2) 正会員のように奉仕活動に時間的な余裕がないが、可能な限り社会奉仕に参加・支援に協力したい人を招請する。

- 3) 退会防止に乱用しない。(不在・優待会員にすべきである)
- 4) 元ライオンズクラブ会員(退会時の理由を考慮する)
- 5) クラブの奉仕対象団体・その指導者。
- 6) 地域社会の指導者・専門職業者。
- 7) 以前招請し正会員になり得なかった人
- 8) 正会員として招請出来なかった人

賛助会員に対する運用指針

基本的には、クラブ正会員として全面的に活動出来ないが、クラブとその奉仕事業に賛同し会員になられた優れた人物である事を常に意識する事である。

クラブの雰囲気は早く溶け込む為にも、会員との触れ合いの機会を多くし、クラブ3役はもちろんの事、会員委員長・関係委員会の積極的な熱意と対話により、メンバーであるという自覚を持たせる様に努め正会員へ積極的に導くこと。

又、正会員への移行を目標にする事も重要な事項である。なくとも2年以内が最良である。(過去のデータによると、賛助会員は3年以内の退会者が多い)

- 1) クラブ組織において、事業委員会に所属させる事。
(委員長には就けないが、委員になれるよう内規を作成)
- 2) 例会・理事会・委員会・事業・研修会等の案内通知・出席要請をする事。
- 3) 事業計画・企画・内容等、検討・役割、事業の成功を知らしめる事。
- 4) クラブ3役を交え、会員委員会を主に賛助会員との委員会を開催する事。
- 5) 賛助会員としての在籍は1年を目処に、毎年理事会に諮る事。
- 6) 出席率の悪い場合、クラブ活性化の為にも速やかに理事会で検討する事。
- 7) 賛助会員としての義務・権利と特権を知らしめる事。
- 8) その他、クラブ内規は慎重に設定する事。

賛助会員内規<参考案>

第1章 総則

- 第1条 現状においては、クラブ正会員として全面的に活動は出来ないが、クラブとその奉仕活動を支持し、クラブとの関係を維持したい地域社会の優れた人物を会員として招請する。
- 第2条 国際付則第11条第7項、並びにクラブ会則第3条1項2項により会員を招請し、会員増強とクラブ活性の一端を担うものとする。
- 第3条 この会員籍はクラブ理事会の承認によって与えられ、その資格は毎年クラブ理事会で再検討されるものとする。
- 第4条 クラブにおいて、他の会員籍（注1）から変更をする事は出来ない。
- 第5条 賛助会員はクラブ実質的な会員数（注2）の25%まで（注3）とする。
- 第6条 クラブは、正会員に移行出来る様努める。

第2章 権利と義務

- 第7条 例会への出席義務は免除されるが、いつでもクラブの奉仕活動・会合（注4）に出席する事が出来る。
- 第8条 会合に出席した場合は、クラブ事項についての投票権を有する。
- 第9条 クラブ組織の委員に就任出来るが、クラブ役員、準地区・複合地区・国際協会の役員・委員に就任できない。
- 第10条 各種大会の代議員として代表することは出来ない。
- 第11条 クラブから、指導・情報等必要とされる会合召集があった場合は出席をする。

第3章 入会金及び会費

- 第12条 国際協会入会金並びに国際会費・複合地区会費・準地区会費を課す。
- 第13条 クラブ入会金は、国際協会入会金を含め、 円とする。（注5）
- 第14条 通常会費の %とする。（注6）
- 第15条 事業費（注7）・特別会費は、理事会で定める金額を課す。
- 第16条 自ら出席する例会（注8）・その他会合においては、理事会で定める金額を課す。

付則

- 第17条 本内規は、本クラブのいかなる例会・特別会合において定足数の出席をもって投票をし、多数決をもって改廃することが出来る。
- 第18条 表決を行う会合の少なくとも14日前に会員に公示する。（注9）
- 第19条 本内規は、平成 年 月 日から実施する。（注10）

- (注1) 他の会員籍→正会員
- (注2) 実質的会員数→正会員・終身会員の中で正会員と同様義務・権利特権を有する会員
- (注3) 会則上実質的会員数の25%であるが、クラブ運営上10%前後が望ましい
- (注4) クラブの会合→例会・理事会・委員会その他クラブが認める会合
- (注5) クラブ入会金→正会員と同額にする事が望ましい
- (注6) 正会員通常会費→固定運営費<対>流動運営費比率から割出す方法
極端に低い金額は避けるべきである 運営上50%以上が望ましい
- (注7) 事業費→クラブ奉仕事業に賛同・支持し入会、同額課すことが望ましい
- (注8) 例会→例会時の食事費
- (注9) 公示→クラブ付則第9条1項2項に基づく
- (注10) クラブ内規の設定は、会長が担当委員会に具申し草案を設定、理事会に上程し承認を得、例会で承認を求める事。理事会議案上程・例会議案上程は双方クラブ付則第9条1項2項に基づき行う事。